

経 ViewPoint

2013. 7. 8

営 相
談個人の外貨建取引等の
邦貨換算をめぐる税務

吉田 覚 相談部 東京相談室

「外貨建資産や国外資産の譲渡に伴う所得税の申告」「外貨建資産や国外資産が相続財産に含まれている場合の相続税の申告」「各種外貨建て取引の際の源泉所得税の計算」など、個人の外貨建取引等に関わる税務申告をめぐり、税額計算や財産評価を行う際の邦貨換算の方法について、当社に多くの相談が寄せられています。今回は、相談事例に基づいて、個人の外貨建取引等によって生じるさまざまな税務申告に関わる邦貨換算の方法を解説します。

個人が外貨の邦貨換算（以下、円換算）と接する場面として、身近なところでは、外貨預金の為替差損益（雑所得）がありますが、このほかにも国外資産や外貨建資産を相続した際の財産評価など、外貨建取引によって生じるさまざまな税務申告でも邦貨換算が必要とされます。

税務申告における邦貨換算は、税金の種類によって適用する円換算レートが定められており、そのレートは原則として、納税義務者（源泉所得税については支払者）の主たる取引金融機関によるもの（外国為替公示相場）とされています。

外国為替公示相場

TTB：対顧客電信買相場。外貨預金の解約など、外貨を円に換える場合に適用されます。

TTS：対顧客電信売相場。外貨預金の開設など、円を外貨に換える場合に適用されます。

TTM：仲値。銀行間取引などに使われる外国為替相場です。

1. 所得税（譲渡所得）

個人が外貨建資産や国外資産を譲渡したことによる確定申告を行う場合は、所得計算時に、外貨を円貨に換算する必要があります。換算する際に適用するレートは、その外貨建取引を行った時点の外国為替売買相場とされています（所得税法 57 の 3①）。具体的には、その取引を計上すべき日（取引日）における TTM を適用します（所得税基本通達 57 の 3-2）。また、為替差損益を含む譲渡損益のすべてを譲渡所得として計算します。

計算例

○5年前に、米国で土地を10万米ドルで購入し、12万米ドルで譲渡した際の譲渡益

ケース①：為替差益が生じる場合

[購入時 TTM：1米ドル=85円・譲渡時 TTM：1米ドル=95円]

・譲渡益： $(12万米ドル \times 95円) - (10万米ドル \times 85円) = 290万円$

ケース②：為替差損が生じる場合

[購入時 TTM：1米ドル=90円・譲渡時 TTM：1米ドル=85円]

・譲渡益： $(12万米ドル \times 85円) - (10万米ドル \times 90円) = 120万円$

2. 所得税(事業所得、不動産所得など)

外貨で対価を支払う資産の購入や、対価を外貨で受け取る資産の販売、役務の提供などを行っている個人が、事業所得や不動産所得などの確定申告を行う場合、収入・支出金額を計算する際の円換算レートは原則として、TTMを適用します。

ただし、継続的適用(注)を条件として、売上その他の収入または資産については計上すべき日(取引日)のTTBを、仕入その他の経費(原価および損失を含む)または負債については計上すべき日(取引日)のTTSを、それぞれ適用できます(所得税基本通達57の3-2)。不動産所得の取り扱いも同様です。

注：合理的なもの(新聞などで公表されている合理的な為替レート)を継続して使用している場合は、その値を使用することが認められています。

計算例

①海外家具販売業の個人事業主が、米国メーカーから家具を1万米ドルで取得した際の仕入金額

[取得日のTTM：1米ドル=83円・同TTS：1米ドル=84円]

・原則処理(TTMを使用)の場合： $1万米ドル \times 83円 = 830,000円$

・TTSを使用した場合： $1万米ドル \times 84円 = 840,000円$

②上記の取得家具を外資企業へ、1万1,000米ドルで売却した際の収入金額

(事業所得を計算する際の収入すべき時期は、棚卸資産の販売による収入金額については、その引き渡しがあった日とされています(所得税基本通達36-8))

[引渡日のTTM：1米ドル=83円・同TTB：1米ドル=82円]

・原則処理(TTMを使用)の場合： $1万1,000米ドル \times 83円 = 913,000円$

・TTBを使用した場合： $1万1,000米ドル \times 82円 = 902,000円$

3. 源泉所得税

所得税には、支払う際に所得税の源泉徴収を支払者に義務付けている源泉徴収制度があり、配当所得、給与所得、公的年金等(雑所得)、退職所得、原稿料・講演料(報酬・料金など)がそれに該当します。

外貨で表示されている報酬などの支払いにあたり、源泉徴収する税額を計算する場合は、TTBにより円換算した金額が源泉徴収の対象となります。また、契約などで支払期日が定められているときは「支払うべき日」のTTBが、支払期日が定められていないときは「支払った日」のTTBが、それぞれ適用されます（所得税基本通達213-1）。

計算例

○外貨表示の報酬（税込）5,000米ドルを支払う際の源泉徴収対象金額と源泉所得税額

[支払うべき日におけるTTB：1米ドル＝84円・源泉徴収税率：10%]

- ・国内源泉所得の金額：5,000米ドル×84円＝420,000円
- ・源泉徴収税額：420,000×10%＝42,000円

4. 相続税、贈与税

わが国の居住者に相続が発生した場合、被相続人の所有する海外資産についても、わが国の相続税の計算上、相続財産に入ります。

相続・贈与により外貨建資産や国外資産を取得し、相続税・贈与税の申告をする場合、外貨建資産と国外資産については、納税義務者（相続人、受贈者）の取引金融機関が公表する課税時期（相続発生日、贈与日）の最終のTTB、またはこれに準ずる相場（注）が適用され、外貨建債務については、TTSまたはこれに準ずる相場が適用されます（財産評価基本通達4-3）。また、課税時期に為替相場がない場合は、課税時期前の為替相場のうち、課税時期に最も近い日の相場が適用されます。

注：証券会社などでは、銀行間市場（インターバンク市場）における為替相場を基に独自の為替レートを決定して邦貨換算しているところもあり、これらのレートも「準ずる相場」として認められています。

計算例

○米国にある100万米ドルの銀行預金が相続財産に含まれている場合、相続税を計算する際の財産評価額

[相続発生日の相続人の取引金融機関のTTB：1米ドル＝82円]

- ・財産評価額：100万米ドル×82円＝8,200万円

5. 印紙税

印紙税は、日常の経済取引に伴って作成する契約書や金銭の受取書などに課税される税金で、課税する文書に係る納付すべき印紙税の額は、その内容にかかわらず定額のもの、契約金額（記載金額）に応じて印紙税額が異なるもの（請負契約書、金銭消費貸借契約証書など）とがあります。印紙税において外貨換算が問題となるのは、契約金額に応じて印紙税額が異なる場合です。

外貨表示された文書の円換算記載金額を計算する場合は、当該文書を作成した日における「基準外国為替相場（円貨と米ドルの換算レート）」または「裁定外国為替相場（円貨と米ドル以外の外国通貨＝人民元、ユーロなど＝との換算レート）」（注）により換算します（課税物件表の適用に関する通則4のへ）。

注：いずれも日本銀行のホームページ（http://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/kijun/）で公表。

計算例

○平成 25 年 2 月に、50 万米ドル表示の金銭消費貸借契約書を日本で作成した場合、印紙税額を計算する際の記載金額（金銭消費貸借契約書は印紙税法上の課税文書：第 1 号の 3 文書に該当）

[基準外国為替相場（平成 25 年 2 月中において適用）

アメリカ合衆国通貨 1 米ドルにつき本邦通貨：84 円]

・記載金額：50 万米ドル×84 円＝4,200 万円

■税金の種類・円換算する時点・適用レートの一覧表

税金の種類		円換算する時点	適用するレート
所得税	譲渡	計上すべき日（取引日）	TTM
	事業・不動産	計上すべき日（取引日）	TTM （継続的適用を条件に、売上その他の収入または資産については TTB、仕入その他の経費（原価および損失を含む）または負債については TTS）
源泉所得税		契約等で支払期日が定められているときは「支払うべき日」、支払期日が定められていないときは「支払った日」	TTB
相続税・贈与税		課税時期（相続発生日、贈与日）	原則として、資産は TTB、負債は TTS
印紙税		課税文書の作成日	日本銀行が公表する「基準外国為替相場」または「裁定外国為替相場」

内容は2013年3月15日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務等の一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複製（コピー）することは著作権法上での例外を除き、禁じられています。